

目 次

告 示	ページ
2 平成 25 年第 1 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会の招集	1
3 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1
辞 令	
事務所長の任免について	2

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 2 号

平成 25 年第 1 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 2 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

- 1 日時 平成 25 年 2 月 18 日（月） 午後 3 時
- 2 場所 新潟県自治会館（新潟市中央区新光町 4-1） 301 会議室

新潟県市町村総合事務組合告示第 3 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、平成 25 年 1 月 12 日から実施した。

平成 25 年 2 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表見附市
事務所の項中

「	〃	見附西支店	」
	〃	新潟支店	
	〃	今町支店	」

を

「	〃	見附西支店	」
---	---	-------	---

に改める。

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 25 年 2 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 25 年 1 月 22 日付け 南魚沼市事務所長を命ずる 岡 村 聡